

令和6年度運営指導結果の概要（介護老人保健施設）
（短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数	うち 文書指摘	指摘件数	文書指摘割合 (%)
	①	②		②／①
R 6 年度	27	22	63	81.5
R 5 年度	18	12	35	66.7

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合 (%)
施設サービス計画の作成等の不備	24	38.1
報酬・各種加算の算定誤り、不備	19	30.1
非常災害対策が不十分	9	14.3
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	2	3.2
その他	9	14.3
計	35	100.0

【指導事例】

○ 施設サービス計画作成等の不備

施設サービス計画の作成にあたっては、入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、入所者又は家族の同意を得なければなりません。が、サービス提供開始後に同意を得ていた事例がありました。

介護支援専門員は、施設サービス計画策定にあたり、サービス担当者会議等により、他の従業者の専門的な見地から意見を聞かなければなりません。が、意見を聴いたことの記録が確認できない事例がありました。

通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて見直すこととされており、初回の評価は通所リハビリテーション計画に基づくりハビリテーション計画の提供開始からおおむね2週間以内に行わなければなりません。が、初回の評価を2週間以内に行っていることが確認できない事例がありました。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

- ・ 退所時情報提供加算

入所者が退所し、介護老人福祉施設に入所した場合に算定していた事例がありました。

当該加算は、入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合も同様に算定することができますが、他の社会福祉施設には介護保険施設は含まれません。

- ・ **サービス提供体制強化加算**

介護職員の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法で算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

- **非常災害対策が不十分**

土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。

- **身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分**

介護職員その他の従業者に対する、身体拘束等の適正化を図るための研修の実施回数が不足していた事例がありました。

職員教育を組織的に徹底させていくため、施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが必要です。

また、研修の実施内容について記録することが必要です。